

市立柏原病院あり方検討調査支援業務公募型プロポーザル実施要領

本実施要領は、市立柏原病院あり方検討調査支援業務に係る公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定める。

1 目的

今後の市立柏原病院の具体的な運営形態にかかる計画策定に必要な現状分析や中河内医療圏域等広域的な視点での医療需要量と供給量の調査検討、及び策定内容に関する近隣医療機関とのヒアリング等を行う業務に対し、最も優れたものと契約することを目的として、プロポーザルを実施するものである。

2 業務概要

(1) 業務名

市立柏原病院あり方検討調査支援業務

(2) 業務内容

別紙「市立柏原病院あり方検討調査支援業務仕様書」のとおりとする。ただし、当該仕様書は本業務の業務成果として求める最低限の内容を示すものであり、本プロポーザルの受託候補者の企画提案内容に応じて仕様を変更する場合がある。

(3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

(4) 業務対象範囲

柏原市内及び中河内医療圏域内（ただし、本市が必要と認める場合は、この限りではない）

(5) 業務に要する費用（提案上限額）

金 6,596,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

3 担当部署

柏原市 健康部 健康づくり課

〒582-8555 大阪府柏原市安堂町1番55号

電話 072-920-7381 FAX 072-920-7036

メールアドレス kenkofukushi@city.kashiwara.lg.jp

4 選択方式

公募型プロポーザル方式

5 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる全てを満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号及び第 2 項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 実施要領等の公告日から契約締結日までの期間に、柏原市入札参加有資格業者指名停止要綱（平成 31 年 3 月 29 日制定）に基づく指名停止又は指名回避の措置を受けていないこと。
また、市の入札参加資格者名簿に登載されていない者についても、同様の期間に指名停止又は指名回避の措置に該当する事象が発生していないこと。
- (3) 柏原市暴力団排除条例（平成 25 年 12 月 20 日条例第 27 号）に基づく入札等排除の措置を受けていないこと。
- (4) 柏原市暴力団排除条例第 2 条第 6 号に規定する暴力団、同条第 7 号に規定する暴力団員及び同条第 8 号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていないこと又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定の確定を受けた者を除く。
- (6) 租税の滞納がないこと。
- (7) 過去 5 年以内（令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）に、国、地方公共団体又は国公立・公的・民間医療機関が策定するあり方方針、経営強化プラン等の策定支援業務を元請けとして受託実績があること。

6 参加申込

本プロポーザルに参加しようとする者は、次により参加申込書等を提出すること。

なお、期限までに参加申込書等を提出しない者、または参加資格要件に該当しないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができない。

ただし、本市の入札参加有資格者名簿に登載されている者は、⑤～⑧の書類を省略することができる。

(1) 提出書類

- ①参加申込書（様式 1）

②会社概要（様式2）

※提案者の企業内容について記載し、企業パンフレット等を添付のこと。

※（記載上の注意）を確認し記載するとともに、必要な書類を添付すること。

③配置予定従事者調書（様式3）

※（記載上の注意）を確認し記載すること。

④業務実績調書（様式4）

※（記載上の注意）を確認し記載するとともに、必要な書類を添付すること。

⑤印鑑登録証明書の写し（参加申込書等に押印する代表者印の証明書で、令和8年1月21日以降に発行のもの）

※参加申込書（様式1）、企画提案書（様式5）、見積書（様式8）及び辞退届（様式9）の押印は、この印鑑登録証明書の代表者印で押印すること。

⑥履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書の写し（法務局で発行する法人の証明書で、令和8年1月21日以降に発行のもの）

⑦法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）の写し（令和8年1月21日以降に発行のもの）

⑧納税証明書（柏原市納税課が発行する未納がない証明書で、令和8年1月21日以降に発行のもの）※柏原市で課税がある場合のみ

(2) 参加申込書提出期間

令和8年4月21日（火）から令和8年5月8日（金）まで

※受付時間は、柏原市役所開庁日の午前9時から午後4時30分までとする。

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便）とする。ただし、郵送の場合は参加申込書提出期間内に必着すること。

(4) 提出先

前記3の担当部署

(5) 提出部数

⑨正本1部（代表者印押印のもの）

⑩副本1部（正本の写し）

(6) 参加資格審査

本実施要領に基づき資格審査を行い、審査結果は令和8年5月12日（火）に参加申込書に記載された電子メールアドレスへ「参加資格審査結果通知書」を通知する。

7 実施スケジュール

内容	日時
公告（公募開始）、質問受付開始	令和8年4月21日（火）
質問受付終了	令和8年4月24日（金）午後4時30分（必着）
質問回答	令和8年4月28日（火）
参加申込書の受付締切	令和8年5月8日（金）午後4時30分（必着）
参加資格審査の結果通知	令和8年5月12日（火）
企画提案書の受付開始	令和8年5月13日（水）
企画提案書の受付終了	令和8年5月18日（月）午後4時30分（必着）
審査（プレゼンテーション審査）	令和8年5月26日（火）
審査結果の通知	令和8年5月28日（木）
契約締結	令和8年6月中旬（予定）

8 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、参加申込、企画提案（業務実施に係る質問を含む。）に関する事項に限るものとし、質問がある場合は、次により質問書を提出すること。

ただし、評価、審査及び提案内容に関する質問は受け付けないものとする。

(1) 提出書類

質問書（様式6）

(2) 提出期限

令和8年4月24日（金）午後4時30分（必着）

(3) 提出場所

前記3の担当部署

(4) 提出方法

電子メールにより送信すること（電子メール以外の方法による質問は受け付けない。）。

* 電子メールの件名は、以下のとおりとすること。

「【会社名】プロポーザル質問書」

*電子メールには、会社名、担当者氏名及び連絡先を明記すること。

(5) 回答方法

質問に対する回答は、令和8年4月28日（火）に本市ウェブサイトに掲載する。

* 参加者毎への回答は行わない。

* 会社名、担当者氏名及び連絡先等は公開しない。

* 回答は、本実施要領及び仕様書の追加事項または修正事項とみなす。

9 企画提案

本プロポーザルの参加資格が認められ、提案を行おうとする者（以下、「提案者」という。）は、次により企画提案の書類を提出すること。

(1) 提出書類

① 企画提案書（様式 5）

※代表者印を押印すること。

※仕様書の業務内容等を踏まえ、具体的な手法等を記載すること。

※別紙「市立柏原病院あり方検討調査支援業務公募型プロポーザル評価基準表」の審査項目順に、企画提案書を作成すること。

② 業務工程計画書（様式 7）

※（記載上の注意）を確認し、工程を具体的かつ詳細に記載すること。

③ 見積書（様式 8）

※税込価格で記載し、代表者印を押印すること。

※（記載上の注意）を確認し記載するとともに、見積内訳書（様式は任意）を添付すること。

(2) 提出期間

令和 8 年 5 月 13 日（水）から令和 8 年 5 月 18 日（月）まで

※受付時間は、柏原市役所開庁日の午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。

※時間を厳守すること。

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便）とする。ただし、郵送の場合も、企画提案書提出期間内に必着すること。

(4) 提出先

前記 3 の担当部署

(5) 提出部数

④ 正本 1 部（代表者印押印のもの）

⑤ 副本 7 部（正本の写し）

10 辞退届の提出

本プロポーザルへの参加を辞退する者は、速やかに電話連絡の上、辞退届（様式 9）（代表者印押印のもの）の正本 1 部を前記 3 の担当部署へ直接持参し提出すること。

11 提案書等の審査及び審査結果の通知

(1) 審査

審査は、市立柏原病院あり方検討調査支援業務公募型プロポーザル選定委員会（以下、「委員会」という。）において別表「市立柏原病院あり方検討調査支援業務公募型プロポーザル評価基準表」に基づき行う。提案書等の提出書類及びプレゼンテーションの内容を審査した結果、最高点を得た者を契約の相手方の候補者として決定する。

ただし、審査の評価点の合計が、満点の 6 割に満たない場合は、契約の相手方の候補者として認めないものとする。

※最高点の者が 2 者以上となった場合は、委員会の委員の協議により決定するものとする。

(2) 1 者提案

提案者が 1 者のみの場合であっても、内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

ただし、前項(1)のとおり、審査評価点の満点の 6 割に満たない場合は、契約の相手方の候補者として認めないものとする。

(3) プレゼンテーション

提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーションを以下のとおり実施する。

①実施日時

令和 8 年 5 月 26 日（火）

※実施時間等の詳細については、「参加資格審査結果通知書」にて通知する。

②実施方法

一提案者のプレゼンテーションの持ち時間は、提案 20 分、質疑応答 10 分の合計 30 分以内とする。

提出した提案書の内容をもとに説明すること。

※新たな資料の配付は認めない。

③結果通知

令和 8 年 5 月 28 日（木）に審査を実施した全提案者に対し、参加申込書に記載された電子メールアドレスに結果を通知する。併せて、普通郵便で書面による通知を行う。

④その他

モニターの使用を可とし、机、椅子、モニター、HDMI ケーブル、電源は本市が準備する。
パソコンその他の機器等は、提案者が用意すること。

12 その他の留意事項

- (1)提案者からの提案は、1案とする。
- (2)提出期限後の書類の差替え及び再提出は認めない。
- (3)本プロポーザルに要する費用は、全て参加申込者又は提案者の負担とする。
- (4)提出された書類は返却しない。ただし、提出書類はこのプロポーザル以外の目的には使用しない。
- (5)提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格（選定対象から除外する）とする。
 - ①前記5の参加資格要件を満たさなくなった場合
 - ②本市財務規則を含む関係法令等に違反した場合
 - ③提出書類が提出期限までに提出されなかった場合
 - ④必要な書類がそろっていない場合
 - ⑤提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ⑥見積額（消費税及び地方消費税を含む）が提案上限額を超える場合
 - ⑦その他、本実施要領の記載事項を遵守しない場合
- (6)本プロポーザルは、本業務の契約の相手方となる候補者を選定するものである。
- (7)本プロポーザルの仕様書は、企画、提案能力のある事業者を選定するものであるため、詳細な仕様は、本市と候補者が協議を行い、契約を締結するものである。
- (8)企画提案書等の著作権は、当該企画提案者等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、本市が必要と認める場合には、本市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- (9)本市は提出された企画提案書等について、柏原市情報公開条例（平成12年10月6日条例第23号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示とする場合がある。なお、本プロポーザルの候補者選定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。
- (10)審査及び選定結果等に関する異議申立てはできないものとする。